

『あのころはフリードリヒがいた』（要約） ハンス・ペーター・リヒター著 岩波少年文庫

この物語は1925年に始まり、1942年で終わっています。

ぼくとフリードリヒとは親友であり、お互いの家族も親しくつきあっていました。ぼくの父親は失業中で経済的には苦しかったのですが、フリードリヒのお父さんのシュナイダーさんは定職についていたためにぼくの家よりは豊かな生活ができていました。

ユダヤ人に対する偏見や差別は徐々に広がりを見せはじめます。そういう風潮の中でも、ユダヤ人に対する不当な扱いをやめさせようとする勇気ある人たちがいました。十年間もアパートに住み続けてきたシュナイダーさん一家をユダヤ人であるというだけの理由で追い出そうとした家主の訴えを裁判長は以下のように述べて退けます。

「つまり、あなたは、国家社会主義ドイツ労働党員になって以来、自分のアパートにユダヤ人がいることにがまんができなくなった。それなら、今後、例えばカトリック信者反対とか、菜食主義者反対とかの党にあなたが入党する事は決してないと、今私に宣言できますか？もし、今、わたしがあなたの訴えを聞き入れるならば、あなたはきっと来年、あるいはさ来年、またわたしの前に立って、カトリック信者であるとか、肉を食べないからという理由で、借家人を告訴し判決を要求する。」

家主の訴えが退けられたとき、フリードリヒは大声で泣き出します。裁判長は、シュナイダーさんに、フリードリヒを連れてくるようにいいます。

「なぜ、泣くんだね、きみ？」裁判長がやさしい声できいた。「心配しなくていいんだよ。君たちは大丈夫だ。正しいことが通るように、そのために、わたしがこの席にいるのだからね。」

最高裁事務総局総務局長の出席要求をさせていただく理由

- 国会法 72条2項においては、最高裁長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる旨規定している。

- 今回、小西洋之議員からご質問内容をおうかがいしたところ、最高裁事務総局として、最高裁事務総長ではなく、最高裁事務総局総務局長が出席説明をさせていただく者として適任と判断し、同局長の出席要求をさせていただくものである。

最高裁事務総局総務局長の出席要求をさせていただく理由

○ 最高裁判所としては、事務総局総務局長の出席要求をさせていただく理由につき、既にお渡ししているペーパーに付け加えて申し上げることはありません。

第 180 回国会 参議院 法務委員会 平成 24 年 03 月 28 日 会議録〔抜粋〕

○最高裁判所長官代理者（大谷直人君）

三月二十七日付けで最高裁判所事務総長を命ぜられました大谷直人でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長を始め法務委員会の委員の皆様方には、平素から私ども司法権の立場につきまして深い御理解と格別の御配慮をいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして、改めて厚く御礼申し上げます。

裁判所の役割は、これは申すまでもなく、適正かつ迅速な裁判を行うことにあります。その役割を十分に果たし、国民の期待と信頼にこたえていけるように、様々な司法行政上の課題に取り組んでまいる所存でございます。

昨年三月に発生いたしました東日本大震災とその後の原子力発電所の事故は、広い地域に甚大な被害をもたらし、多くの方々が今もなお困難な生活を強いられています。裁判所といたしましても、被災地の方々のために地域の司法機関としての使命を忘れることなく、復興に関連して生じますと予想されます様々な法的な紛争の解決に全力で取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、司法制度改革の最大の柱の一つでございました裁判員制度が施行されましてから間もなく三年を経過することになります。この間、国民の皆様方の理解と協力を得て、制度はおおむね順調にスタートしたと言ってよいかと思っております。この制度が法律の趣旨に沿ってより一層適切に運営、運用されますように、これまで以上に関係機関との連携を緊密にして、そして運用の改善に努める必要があると、このように考えております。

法務委員会の皆様方には、今後とも裁判所の運営の充実強化のために一層の御支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、以上をもちまして就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。